

H26 税制改正大綱の概要について

2014年1月
税理士法人青山トラスト

Confidential

項目	概要
民間投資活性化等のための税制改正大綱での決定事項	
法人向け課税	
1 生産性向上設備投資促進税制	生産性向上設備等を取得等した場合の特別償却又は税額控除
2 ベンチャー投資を促進するための税制措置	ベンチャーファンドへの投資の際の準備金の積立金額の損金算入
3 事業再編促進税制措置	事業再編に係る準備金の積立金額の損金算入
4 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置	耐震改修により取得等した耐震改修対象建築物の部分についての特別償却
5 試験研究費税制の拡充	要件、効果の見直し及び適用期限の3年間延長
6 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の拡充	要件の見直し及び適用期限の2年間延長
年末での決定事項	
法人向け課税	
1 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止	復興特別法人税の1年前倒しでの廃止
2 交際費等の損金不算入額の見直し	交際費等のうち、飲食費50%の損金算入、中小法人は800万円までの損金算入と選択適用
3 国家戦略特区税制の創設	経済再生に大きく寄与する一定の事業用資産の特別償却又は税額控除
4 地方法人課税の偏在是正	地域間の税源の偏在性の是正及び財政力格差の縮小のための所要の措置
5 国際課税原則の見直し	外国法人に対する課税原則が総合主義から帰属主義に変更
消費課税	
1 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し	金融業及び保険業、不動産業のみなし仕入率の引下げ
2 軽減税率の導入	消費税率10%時に導入
個人向け課税	
1 給与所得控除の見直し	給与所得控除の上限の引下げ
2 金融・証券税制	
1 NISAの見直し	非課税口座の再開設・非課税管理勘定の再設定が柔軟化
2 特定公社債の範囲の変更	上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる特定公社債の範囲の見直し
3 税制非適格ストックオプションの変更	権利行使前に発行者に譲渡した場合の所得区分の変更
3 特定居住用財産の買換え特例等の見直し	譲渡資産の譲渡対価に係る要件の見直し
4 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し	相続税額の取得費加算額の縮小
5 生活に通常必要でない資産の範囲の見直し	ゴルフ会員権等の譲渡損の損益通算、損失の繰越控除の不適用
6 医業継続による相続税・贈与税の納税猶予等	一定の条件のもと、相続税・贈与税の納税猶予

1 全体像

目的

設備の老朽化・劣化が生産性の伸び悩み要因となっている状況を打破すること

要件

- 1 青色申告法人であること
- 2 平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に、
 - ①生産性向上設備等に該当するもののうち、②一定規模以上のものを取得し、国内にある法人の事業の用に供すること

対象資産 1and2

1	生産性向上設備等	1or2	
	1 先端設備	1and2	※詳細は次ページ参照
	1 最新モデル		
	2 旧モデル比生産性年平均1%以上向上		※ ソフトウェアは不要
	2 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備		経済産業局の確認を受けた投資計画の投資利益率15%(中小企業者等は5%)以上であるもの
2	一定規模以上	1台又は1基の取得価額が以下の金額以上	
	1 機械装置	160万円	
	2 工具・器具備品	120万円	※30万円以上で1事業年度における合計額が120万円以上のものも含まれる
	3 建物・建物附属設備・構築物	120万円	※建物附属設備については、60万円以上かつ1事業年度における合計額が120万円以上のものも含まれる
	4 ソフトウェア	70万円	※30万円以上かつ1事業年度における合計額が70万円以上のものも含まれる

効果 1or2

	H26.1.20～H28.3.31	H28.4.1～H29.3.31
1 特別償却	取得価額 × 100% ^{*1}	取得価額 × 50% ^{*2}
2 税額控除 ^{*5}	取得価額 × 5% ^{*3}	取得価額 × 4% ^{*4}

(*1) 普通償却との合計

(*2) 建物・構築物は25%

(*3) 建物・構築物は3%

(*4) 建物・構築物は2%

(*5) 法人税額の20%限度

生産性向上設備投資促進税制

※ 先端設備

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目	最新モデル要件 ^{*1}	生産性向上要件
機械装置	(限定なし)	10年以内 ^{*2}	旧モデル比生産性 年平均1%以上向上
工具	ロール	4年以内	
器具備品 (ホについては、中小企業者等が取得等をするものに限る。)	イ 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く。) ホ 電子計算機 (サーバー(ソフトウェア(OS)を同時に取得するものに限る。))に限る。 ヘ 試験又は測定機器	6年以内	
建物	断熱材及び断熱窓	14年以内	
建物附属設備	イ 電気設備(照明設備を含む。)のうちその他のもの ロ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ アークード又は日よけ設備(ブラインドに限る。) ホ イ~ニ以外のその他のもの(日射調整フィルムに限る。)		
ソフトウェア(中小企業者等が取得等をするものに限る。)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	5年以内	なし

(^{*1}) 表中の期間内に販売開始されたもので最も新しいモデル

(^{*2}) 中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置は最新モデルの一つ前のモデルも含まれる。

2 中小企業者等投資促進税制の拡充

目的

生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備への投資を促進し、地域経済及び雇用を支える中小企業の一層の活躍を支援すること

要件

- 1 中小企業者等^{*1}であること
- 2 平成26年1月20日から平成29年3月31日までに、生産性向上設備等に該当する特定機械装置等を取得すること

(^{*1}) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等又は農業組合等で、青色申告書を提出するもの

対象資産

特定機械装置等のうち生産性向上設備等に該当するもの

特定機械装置等	+	生産性向上設備等(前述)	=	対象資産
一定の ・ 機械装置 ・ 工具・器具備品 ・ ソフトウェア ・ 車両運搬具 ・ 船舶		一定規模以上の ・ 機械装置 ・ 工具・器具備品 ・ 建物・建物附属設備・構築物 ・ ソフトウェア		一定規模以上の ・ 機械装置 ・ 工具・器具備品 ・ ソフトウェア

効果 1or2

	中小企業者等	特定中小企業者等 ^{*1}
1 特別償却	取得価額 × 100% (普通償却との合計)	
2 税額控除 ^{*2}	取得価額 × 7%	取得価額 × 10%

(^{*1}) 資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人等又は農業組合等で、青色申告書を提出するもの

(^{*2}) 法人税額の20%上限

控除限度超過額は1年間の繰越可

ベンチャー投資を促進するための税制措置

目的

事業拡張段階にあるベンチャー企業などへの支援の徹底のため、ベンチャーファンドを通じた投資を促進すべく、ベンチャー・ファンドへの出資の際の損失リスクに備えること

要件

- 1 一定の認定ベンチャーファンド^{*1}と投資事業有限責任組合契約を締結している青色申告法人であること
- 2 当該認定ベンチャーファンドに出資すること
- 3 当該認定ベンチャーファンドの組合財産となるベンチャーファンドの株式等を取得すること
- 4 一定の期間^{*2}に、その株式等の価格低下による損失に備え、簿価の合計額の80%以下の金額を準備金として積み立てること

(^{*1}) 産業競争力強化法に基づき、平成26年1月20日から平成29年3月末までの約3年間で認定された投資事業有限責任組合

(^{*2}) ファンドの存続期間(最長10年間)

ただし、1回に限り、当初期間を含め最長13年に延長可。

効果

損金算入	益金算入
積立期間中、積立金の損金算入 ^{*1}	積立事業年度の翌事業年度に、積立金の全額を取り崩して益金算入

(^{*1}) 期末時点の株式等の簿価の80%限度

適用事業年度

平成26年4月1日以後に終了する事業年度

目的
企業の競争力強化を図るべく、事業再編を通じた収益力の向上のため、税制面から事業再編を行う企業のリスク負担に備えること

- 要件**
- 1 産業競争力強化法に規定する特定事業再編計画について認定を受けた青色申告法人であること
 - 2 積立期間^{*1}内において、特定事業再編に係る特定会社の特定株式等を取得すること
 - 3 特定株式等^{*2}を事業年度終了の日まで引き続き保有すること
 - 4 特定株式等の価格の下落又は貸倒による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%以下の金額を準備金として積み立てること

(^{*1}) 特定事業再編計画の認定を受けた日から最長10年間

ただし、特定会社の営業利益が3期連続で黒字となった場合、積立期間は終了する。

(^{*2}) 設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割、現物出資に伴い取得する特定会社の株式(出資を含む)
又は、特定会社に対する貸付金に係る債権

効果

損金算入	益金算入
積立期間中、積立金の損金算入 ^{*1}	原則 : 積立期間終了日の翌事業年度以降5年間で均等に取り崩し、益金算入 例外 : 一定の場合(特定会社が解散した場合等)には一括して取り崩し、益金算入

(^{*1}) 特定株式等の取得価額の70%限度

適用事業年度

平成26年4月1日以後に終了する事業年度

※ ただし、法施行日後、計画認定を受けて平成26年3月31日以前に取得した特定株式等については、平成26年4月1日を含む事業年度において準備金積立相当額の損金算入ができる。

目的

防火・防災対策や耐震対策など国民の安全・安心のための設備投資や、エネルギー政策の観点からの投資を進めるべく、企業の投資行動を税制面で支援すること

要件

- 1 耐震改修対象建築物について平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った青色申告法人であること
- 2 平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、又は建設したその耐震改修対象建築物の部分であること

効果

特別償却	取得価額 × 25%
------	------------

適用事業年度

平成26年4月1日から耐震診断結果報告を行った日以後5年を経過する日までの間に耐震改修を行った事業年度

目的

増加型の措置を拡充し、増加率に応じて控除率を引き上げる仕組みに改めることで、研究開発投資の拡大を一層加速化させること

要件

現行	1or2	改正案	1or2
1 増加型	1and2	1 増加型	1and2
	1 試験研究費の額 > 比較試験研究費の額 ^{*1} 2 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額 ^{*2}		1 増加試験研究費の額 ^{*3} > 比較試験研究費の額 ^{*1} × 5% 2 試験研究費の額 > 基準試験研究費の額 ^{*2}
2 高水準型		2 高水準型	
	試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%		試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%

(^{*1}) 適用年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額を平均した額

(^{*2}) 適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度において損金の額に算入される試験研究費の額のうち最も多い額

(^{*3}) 試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額

効果

税額控除^{*1}

現行	1or2	改正案	1or2
1 増加型		1 増加型	
	増加試験研究費の額 × 5%		増加試験研究費の額 × 30% (増加割合 ^{*2} < 30% → 増加割合)
2 高水準型		2 高水準型	
	(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合		(試験研究費の額 - 平均売上金額 × 10%) × 超過税額控除割合 ^{*3}

(^{*1}) 法人税額の10%相当額が上限

(^{*2}) 増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合

(^{*3}) (試験研究費割合^{*4} - 10%) × 0.2

(^{*4}) その事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額 ÷ 当該事業年度を含む過去4事業年度の平均売上金額

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の拡充

目的

日本経済再生のため、所得拡大→消費拡大→経済成長という経済の好循環の実現の後押しをすること

要件 1and2and3

現行	改正案(H26.4.1以後に終了する適用年度に適用)
1 雇用者給与等支給額 ^{*1} ≥ 基準雇用者給与等支給額 ^{*2} × 105%	1 雇用者給与等支給額 ^{*1} ≥ 基準雇用者給与等支給額 ^{*2} × 以下の適用年度の区分に応じた割合
2 雇用者給与等支給額 ^{*1} ≥ 前事業年度の雇用者給与等支給額 ^{*1}	① H27.4.1より前 102%
3 平均給与等支給額 ^{*3} ≥ 前事業年度の平均給与等支給額 ^{*3}	② H27.4.1-H28.3.31 103%
	③ H28.4.1-H30.3.31 105%
	2 雇用者給与等支給額 ^{*1} ≥ 前事業年度の雇用者給与等支給額 ^{*1}
	3 継続雇用者 ^{*5} の平均給与等支給額 ^{*3} > 前事業年度の継続雇用者 ^{*5} の平均給与等支給額 ^{*3}

(^{*1}) 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者^{*4}に対する給与等の支給額

(^{*2}) 平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度(基準事業年度)の

所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者^{*4}に対する給与等の支給額

(^{*3}) 雇用者給与等支給額から日雇者への支給額を控除した金額の平均値

(^{*4}) 法人の使用人(法人の役員及びその役員の特典関係者を除く)のうち法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者

(^{*5}) 適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者のうち、雇用保険法の一般被保険者に該当するもの(一定の者を除く)。

効果

税額控除^{*1} 給与等支給増加額 × 10%

(^{*1}) 法人税額の10%(中小企業者等は20%)上限

復興特別法人税の1年前倒しでの廃止

復興特別法人税の課税期間が1年前倒しで終了となる。

※ 3月末決算法人の場合、実効税率は以下の通りとなる。

(東京23区内に事業所がある外形標準課税法人^{*1}の場合)

現行		改正案	
・ 平成26年3月期	38.01%	・ 平成26年3月期	38.01%
・ 平成27年3月期	38.01%	・ 平成27年3月期	35.64%
・ 平成28年3月期	35.64%	・ 平成28年3月期	35.64%

1年前倒しで終了

(^{*1}) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人

交際費等の損金不算入額の見直し

交際費等の額のうち、飲食費50%の損金算入が可能となる。中小法人は800万円までの損金算入と選択適用が可能となる。

	現行	改正案(H26.4.1～H28.3.31)
中小法人以外	全額損金算入不可	飲食費 ^{*2} の50%を損金算入
中小法人 ^{*1}	800万円まで損金算入	飲食費 ^{*2} の50%を損金算入 or 800万円まで損金算入

(^{*1}) 資本金の額が1億円以下の法人(資本金の額が5億円以上の法人の完全子会社等を除く)等をいう。

(^{*2}) 飲食費には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(社内接待費用)は含まれない。

3 国家戦略特区

国家戦略特区税制^{*1}の創設

経済再生に大きく寄与する一定の事業用資産につき、特別償却又は税額控除が認められる。

(^{*1}) 「世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくる」ことを目的として、特定の地域等^{*2}に限定して適用される優遇税制のこと。

(^{*2}) 一定の基準のもと、包括性・総合性を重視した「比較的広域的な指定」と、革新性を重視した「バーチャル特区型指定(P)」の二類型で指定する方針。

要件

- 1 国家戦略特別区域法(H25.12.13公布)の一定の特定事業の実施主体者として同法の認定区域計画に定められた青色申告法人であること
- 2 平成26年4月1日か同法の区域計画に関する規定の施行日のいずれか遅い日から平成28年3月31日までの間に国家戦略特別区域内において、同法に基づく事業実施計画に記載された一定規模以上の対象資産^{*1}を取得等してその特定事業の用に供すること

(^{*1}) 一定規模以上の対象資産

対象資産	取得価額
機械装置	2,000万円以上 (1台又は1基あたり)
開発研究用器具備品	1,000万円以上 (1台又は1基あたり)
建物及びその付属設備、構築物	1億円以上 (合計)

効果 1or2

	機械装置	開発研究用器具備品	建物及びその付属設備、構築物
1 特別償却	取得価額の50% ^{*1}	取得価額の50% ^{*1}	取得価額の25%
2 税額控除 ^{*2}	取得価額の15%	取得価額の15%	取得価額の8%

(^{*1}) 特定中核事業^{*3}の用に供されるものは即時償却

(^{*2}) 当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は1年間の繰越ができる。

(^{*3}) イノベーションにより新たな成長分野を切り開いていくために、特に促進していくべき事業として、以下の①②③のいずれにも該当するものを行う事業

- ① 当該地域に存する人的・物的資源を活用することによって実現できる先端的な取組
- ② 革新的な技術開発による国民生活の改善や、新規産業・新規市場の創出につながる取組
- ③ 他の地域に広くメリットが波及する取組

地方法人税の偏在是正

1 概要

地域間で税収格差のある地方税に代えて国税である地方法人税を創設することで、地域間の財政力格差を緩和する。

【計算例】

ex. 資本金3,000万円、東京23区に事業所がある普通法人
 所得金額500万円
 標準税率適用
 復興特別法人税考慮せず
 法人住民税均等割考慮せず(改正なし)

	現行	改正案
(1) 法人税	500 万円 × 15% = 75.0 万円	500 万円 × 15% = 75.0 万円
(2) 法人事業税	① 法人事業税 400 万円 × 2.7% = 10.8 万円 100 万円 × 4.0% = 4.0 万円 14.8 万円 ② 地方法人特別税 ① × 81.0% = 12 万円 ③ 合計 ① + ② = 26.8 万円	① 法人事業税 400 万円 × 3.4% = 13.6 万円 100 万円 × 5.1% = 5.1 万円 18.7 万円 ② 地方法人特別税 ① × 43.2% = 8.08 万円 ③ 合計 ① + ② = 26.8 万円
(3) 法人住民税	① 道府県民税法人税割 75 万円 × 5.0% = 3.8 万円 ② 市町村民税法人税割 75 万円 × 12.3% = 9.2 万円 ③ 合計 ① + ② = 13.0 万円	① 道府県民税法人税割 75 万円 × 3.2% = 2.4 万円 ② 市町村民税法人税割 75 万円 × 9.7% = 7.3 万円 ③ 地方法人税 75 万円 × 4.4% = 3.3 万円 ④ 合計 ① + ② + ③ = 13.0 万円
(4) 合計	(1) + (2) + (3) = 114.8 万円	(1) + (2) + (3) = 114.8 万円

税率の変更有
P.16参照

税率の変更有
P.15参照

新設
P.15参照

変更後も納税者の税負担はほぼ変わらない

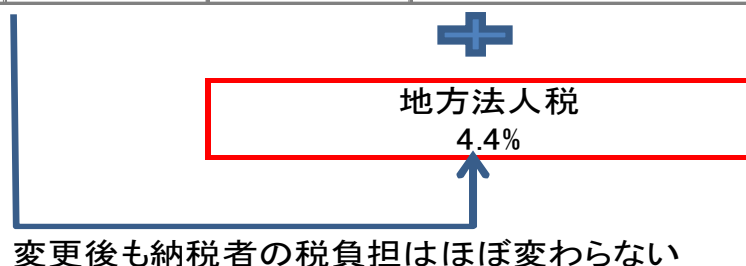
2 法人住民税法人税割の税率の引下げ及び地方法人税(仮)の創設

目的

国税である地方法人税を創設し、法人住民税法人税割の引下げ相当分を充当する。

地方法人税の新設

	現行		改正案(H26.10.1開始事業年度～)	
	標準税率*1	制限税率*2	標準税率*1	制限税率*2
道府県民税法人税割	5.0%	6.0%	3.2%	4.2%
市町村民税法人税割	12.3%	14.7%	9.7%	12.1%
合計	17.3%	20.7%	12.9%	16.3%



(*1) 地方自治体が課税するときに通常用いられる税率

(*2) 地方自治体が課税するときに設けられている上限の税率

3 地方法人特別税の規模の縮小及び法人事業税の復元

目的

地域間の是正措置のために暫定的に設けられた地方法人特別税(国税)の規模を縮小する。

(1) 地方法人特別税(国税)

対象法人	課税標準	現行	改正案(H26.10.1開始事業年度～)
外形標準課税法人 ^{*1}	基準法人所得割額	148%	67.4%
外形標準課税法人以外の法人	基準法人所得割額	81%	43.2%
収入割額によって課税される法人	基準法人収入割額	81%	43.2%

(^{*1}) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人

(2) 法人事業税(地方税)

※ 所得割・収入割に限る。付加価値割、資本割は対象外。

対象法人		現行	改正案(H26.10.1開始事業年度～)
外形標準課税法人	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%
	年400万円超年800万円以下の所得	2.2%	3.2%
	年800万円超の所得	2.9%	4.3%
外形標準課税法人以外の法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%
	年400万円超年800万円以下の所得	4.0%	5.1%
	年800万円超の所得	5.3%	6.7%
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%
	年400万円超の所得 (特定の協同組合等の年10億円超の所得)	3.6%	4.6%
収入金額課税法人	収入割 電気供給業、ガス供給業及び保険を行う 法人の収入金額に対する税率	0.7%	0.9%

外国法人に対する課税原則を総合主義から帰属主義に変更

→ 申告課税の対象を、すべての国内源泉所得からPE^{*1}が得る所得に変更

(*1) 外国法人が日本国内に有する恒久的施設

(1) 主な変更理由

外国法人の進出形態が、支店形態か子会社形態かで異なる課税原則が適用されることによる、課税上のアンバランスの解消。

(2) 主な変更内容

1 PE帰属所得	PE帰属所得は、外国法人のPEが本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に当該PEに帰せられるべき所得とされる。
2 内部取引	<ul style="list-style-type: none">外国法人のPEと本店等との間の内部取引について、移転価格税制と同様に、独立企業間価格に基づく損益を認識する。 → 通算不可内部取引に関する文書の作成が必要となる。
3 外国税額控除	外国法人のPEのための外国税額控除制度が創設される。
4 PEへの資本の配賦及びPEの支払利子控除制限	<ul style="list-style-type: none">外国法人のPEが本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に帰せられるべき資本(PE帰属資本)をPEに配賦する。外国法人のPEの自己資本相当額がPE帰属資本の額に満たない場合、PEにおける支払利子総額のうち、その満たない部分に対応する金額について、PE帰属所得の計算上、損金算入しない。

適用事業年度

平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税に適用される。

簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

金融業及び保険業、不動産業のみなし仕入率が引き下げられる。

(1) 主な変更理由

国の実態調査等によると、簡易課税制度の利用により、課税仕入率とみなし仕入率が乖離しており、納付税額が低額となることにより、約21億円の益税が生じており、消費税率引き上げによりさらなる益税の増加が懸念されるため。

(2) 変更内容

現行			改正案(H27.4.1～)		
該当事業	事業区分	みなし仕入率	該当事業	事業区分	みなし仕入率
卸売業	第1種	90%	卸売業	第1種	90%
小売業	第2種	80%	小売業	第2種	80%
農業、漁業、製造業等	第3種	70%	農業、漁業、製造業等	第3種	70%
第1,2,3,5以外の業種	第4種	60%	第1,2,3,5,6以外の業種	第4種	60%
金融業、保険業			サービス業等	第5種	50%
サービス業等	第5種	50%	金融業、保険業	第5種	50%
不動産業			不動産業	第6種	40%

みなし仕入率
の引下げ

※ 軽減税率

消費税増税に伴う逆進性の解消等のため、低所得者の負担を軽減すべく、食料品等特定の対象品目について、標準税率よりも低く設定された税率

今後の予定

- ・ 消費税率10%時に導入
- ・ 与党税制協議会にて対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセスを検討
- ・ 平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定

	現行	H26.4.1	H27.10.1~
消費税率	5%	8%	10%
軽減税率	×	×	○

給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限が、以下の通り2段階で引き下げられる。

	現行	H28	H29～
給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除額	245万円	230万円	220万円

※ 計算例

給与収入1,500万円

東京都在住4人家族の場合

本人:45歳

妻:専業主婦

子A:20歳大学生

子B:17歳高校生

社会保険料率(健康保険:5.76%(介護保険含む)、厚生年金保険:8.56%)として年ベースで概算
住民税、復興特別所得税は考慮せず

	現行	H28	H29～
給与所得	1,255 万円	1,270 万円	1,280 万円
所得控除			
配偶者控除 妻	(38) 万円	(38) 万円	(38) 万円
扶養控除 子A	(63) 万円	(63) 万円	(63) 万円
扶養控除 子B	(38) 万円	(38) 万円	(38) 万円
社保控除	(147) 万円	(147) 万円	(147) 万円
基礎控除	(38) 万円	(38) 万円	(38) 万円
課税所得金額	931 万円	946 万円	956 万円
所得税額	150 万円	154 万円	156 万円

H28で4万円、H29～で6万円の増税になる

※ 参考-給与所得控除額-

給与等の収入金額	給与所得控除額
収入 ≤ 180万円	収入金額 × 40%(65万円未満→65万円)
180万円 < 収入 ≤ 360万円	収入金額 × 30% + 18万円
360万円 < 収入 ≤ 660万円	収入金額 × 20% + 54万円
660万円 < 収入 ≤ 1,000万円	収入金額 × 10% + 120万円

現行	
1,000万円 < 収入 ≤ 1,500万円	収入金額 × 5% + 170万円
1,500万円 < 収入	245万円(上限)

H28	
1,000万円 < 収入 ≤ 1,200万円	収入金額 × 5% + 170万円
1,200万円 < 収入	230万円(上限)

H29～	
1,000万円 < 収入	220万円(上限)

引下げ①

引下げ②

1 NISAの見直し

非課税口座の再開設・非課税管理勘定の再設定が柔軟化される。

→ 口座を1年単位で変更できるようにし、また、制限なく廃止後の再開設を認めることで、利便性の向上を図っている。

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月1日スタート 同一勘定設定期間内の場合、口座開設後の金融機関の変更不可 非課税口座を廃止した場合、その廃止した日の属する勘定設定期間内の再開設は不可 	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年1月1日以後に変更届出書又は廃止届出書が提出される場合に適用される 1年単位で非課税口座開設金融機関の変更が可能 非課税口座廃止後、同一勘定設定期間内でも再開設が可能

2 特定公社債^{*1}の範囲の変更

上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象となる特定公社債の範囲が見直される。

^(*1) 国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債

→ 平成27年12月31日以前に同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものについて、平成25年改正では特定公社債として申告分離課税とされたが、この度の改正案では、一般公社債として総合課税とされている。

※ 同族会社が発行した社債で、当該同族会社の株主等が支払いを受ける利子の取扱い

	H25改正		改正案	
	H27.12.31以前発行	H28.1.1以後発行	H27.12.31以前発行	H28.1.1以後発行
H27.12.31以前受取り	源泉分離	×	源泉分離	×
H28.1.1以後受取り	申告分離	総合課税	総合課税	総合課税

3 税制非適格ストックオプションの変更

権利行使前に発行者に譲渡した場合の所得区分が変更される。

現行	改正案(H26.4.1以後の譲渡～)
譲渡所得(申告分離課税)	事業所得、給与所得、退職所得、一時所得又は雑所得に係る収入金額とみなして課税

特定居住用財産の買換え特例等^{*1}の見直し

譲渡資産の譲渡対価に係る要件を1億円に引き下げ、その適用期限を2年延長する。

(^{*1}) 一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し、一定の要件に該当する居住用財産を取得した場合等に、譲渡資産に対する課税が繰り延べられるというもの。

【特例適用のための譲渡資産の譲渡対価の額】

	～H25.12.31	H26.1.1～H27.12.31
譲渡資産の譲渡対価の額	1億5千万円	1億円

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例の見直し

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例につき、以下の通り、相続税額の取得費加算額を縮小し、更正の請求による適用を認める。

現行	改正案(H27.1.1以後相続等により取得した場合)
<ul style="list-style-type: none"> 相続財産である土地等を譲渡した場合、その者が相続により取得したすべての土地等の相続税額を取得費に加算できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡した土地等に対応する相続税額のみ取得費に加算できる。 相続財産の譲渡に係る確定申告書の提出期限後に、当該相続財産の相続税額が確定した場合(期限内申告に限る)、更正の請求による特例の適用を認める。

※ 計算例

相続財産、相続税評価額、納付相続税が以下の通りで、土地Aを相続直後に3,000万円で売却した場合

相続財産	相続税評価額(千円)	納付相続税(千円)
土地A	30,000	
土地B	50,000	
土地C	10,000	
現預金	60,000	
合計	150,000	15,000

(長期譲渡所得に該当し、取得価額1,500万円、税率は住民税含めて20%とする)

現行			改正案		
売却代金	30,000		売却代金	30,000	
取得価額	(15,000)		取得価額	(15,000)	
相続税額の取得費加算額	(9,000)	←15,000 × (30,000+50,000+10,000)/150,000	相続税額の取得費加算額	(3,000)	←15,000 × 30,000/150,000
譲渡益	6,000		譲渡益	12,000	
納税額	1,200		納税額	2,400	

差引1,200千円の増税になる

その他-生活に通常必要でない資産の見直し-

5 その他

生活に通常必要でない資産の範囲の見直し

→ ゴルフ会員権等を、譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に加える。

生活に通常必要でない資産の範囲(所得税法施行令178条、25条)

現行	改正案(H26.4.1~)
<ul style="list-style-type: none">・ 競走馬・ 主に趣味・娯楽・保養目的で所有する不動産・ 生活に通常必要な動産のうち、一個又は一組の価額が30万円を超える貴金属等	<ul style="list-style-type: none">・ 競走馬・ 主に趣味・娯楽・保養目的で所有する不動産及び 不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)・ 生活に通常必要な動産のうち、一個又は一組の価額が30万円を超える貴金属等

医業継続による相続税・贈与税の納税猶予等

認定医療法人(仮)^{*1}の出資持分を相続等により取得した場合には、一定の条件のもと、相続税・贈与税の納税が猶予等される。

(^{*1}) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律に規定される移行計画(仮)について、認定制度の施行日から3年以内に厚生労働大臣の認定を受けた医療法人

相続税

要件

- ・ 相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続または遺贈により取得すること
- ・ その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であること
- ・ 担保提供をすること

効果

- ・ 納税猶予又は猶予税額の免除
→ 当該認定医療法人の持分に係る課税価格に対応する相続税額について、移行計画(仮)の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該相続人が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

納付税額計算

- 1 通常の税額計算を行い、持分を取得した相続人の相続税額を算出する。
- 2 持分を取得した相続人以外の者の相続財産は不変とした上で、当該相続人が持分のみを相続したものととして相続税額の計算を行い、当該相続人の相続税額を算出し、その金額を猶予税額とする。
- 3 1の相続税額から2の猶予税額を控除した金額が持分を取得した相続人の納付税額となる。

猶予税額の納付

以下の事由等が生じた場合には、一定の利子税とともに猶予税額を納付しなければならない。

- ・ 移行期間内に持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合
- ・ 認定が取り消された場合
- ・ 持分が払い戻された場合

税額控除

- ・ 相続開始から相続税の申告期限までの間に持分の全てを放棄した場合には、猶予税額に相当する金額(基金として拠出した部分を除く)を相続人の納付すべき相続税額から控除する。
- ・ この場合、納税猶予は適用されない。

適用時期

- ・ 移行計画の認定制度の施行の日以後の相続又は遺贈に係る相続税

贈与税

要件

- ・ 持分の定めのある医療法人の出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分の価額が増加すること
- ・ その増加額(経済的利益)に相当する額の贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課税されること
- ・ その医療法人が認定医療法人であること
- ・ 担保提供すること

効果

- ・ 納税猶予又は猶予税額の免除
→ 当該他の出資者が納付すべき贈与税額のうち、当該経済的利益に係る課税価格に対応する贈与税額については、移行計画の期間満了までその納税を猶予し、移行期間内に当該他の出資者が持分の全てを放棄した場合には、猶予税額を免除する。

納付税額計算

- 1 当該経済的利益及びそれ以外の受像財産について通常の贈与税額を算出する。
- 2 当該経済的利益のみについて贈与税額を算出し、その金額を猶予税額とする。
- 3 1から2を控除した金額を納付税額とする。

その他

猶予税額の納付、税額控除、適用時期については相続税と同様